

1 受注調整の例 (Z農協が発注するXX工事の場合)

参考

違反事業者 7社

A社  
「当社は、Z農協が今度発注するXX工事の設計等に協力してきており、受注したい。」

B, C, D, E, F及びGの6社  
『A社が受注することに異論なし。』

③受注予定者の決定

7社は、札幌市内の貸会議室等で会合を開催し、計画が判明した工事について、受注希望を表明

受注予定者を決定

※受注予定者は、工事の発注の1年以上前に決まることもあった。

⑤入札価格等の連絡

他の入札参加者

B及びC社

受注予定者から連絡のあった入札価格以上の入札価格を提示

B及びC社に入札価格を連絡

受注予定者

A社

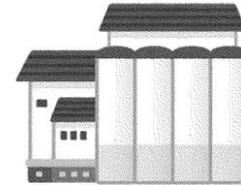
特定農業施設工事について

受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

①情報収集・営業活動

②特定農業施設工事の設計等の協力を依頼  
A社に対しXX工事の設計等の協力を依頼

XX工事の計画



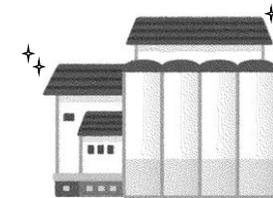
国・地方自治体の補助金等(注)

④特定農業施設工事の発注

XX工事について、A, B及びC社を指名し、入札を実施

⑥特定農業施設工事を受注

XX工事をA社が受注



農協等 (Z農協)

(注) 特定農業施設工事の過半について、補助金等が交付されていた。